

議案第76号

目黒区長等の給料の特例に関する条例
上記の議案を提出する。

平成29年12月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料の特例に関する条例

この条例の施行の日から平成30年1月31日までの間における区長及び副区長の給料の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表1に規定する給料月額から、それぞれその額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(説明) 区長及び副区長の給料の額を平成30年1月1日から同月31日までの間減ずるため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。